

令和8年 第2回太子町議会

町長施政方針

令和8年2月

本日、令和8年 第2回太子町議会定例会の開会にあたり、太子町一般会計予算をはじめとする諸議案をご審議いただくことに際しまして、町政運営に係る基本的な方針と、新年度における施策の概要について説明させていただきます。

私が町長に就任させていただいてから3年余りが経過しました。この間、聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の精神を町政運営の基盤とし、全庁・全職員体制で行財政改革に取り組んでまいりました。

特に昨年度は、これまで様々な理由によって先送りされてきた懸案事項に本格的に着手し、課題解決に努めてまいりました。その結果、様々な課題は残っていますが、子育て支援体制の整備、行政力の向上、公共施設の最適化、各種補助金等の見直しなど、町の将来を見据えた一定の方向性を示すことができたのではないかと考えています。

令和8年度においては、雨水1.4号幹線の整備をはじめ、企業・商業施設の誘致、ほ場整備事業の推進、地図混乱地域の解消など、引き続き重要な課題の解決に向けて、着実に前進していきたいと考えています。

また、エネルギー価格や原材料費の高騰、人件費の上昇などにより、日常生活や地域経済に大きな影響が生じています。そのため、物価高騰対策として、町民一

人あたり 7,000 円分の生活応援商品券の配布や水道基本料金 6 か月分の減免など、国の施策と連動しながら実施し、必要な支援が確実に行き届くよう、きめ細やかな対応を進めてまいります。

本年は、町長としての現任期の最終年にあたります。これまでの取組の総括をするとともに、残された課題を先送りすることなく、町政を着実に前へ進めていく覚悟で町政運営に取り組んでまいります。そして、「子どもたちから高齢者までの世代間の和」、「小学校区間の住民の和」、「農業・商業・工業の和」を大切にしながら、持続可能なバランスのとれた「和のまち 太子」の創造に向け、住民・企業・各種団体の皆様と力を合わせ、施策の推進に全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、令和 8 年度、本町が取り組む施策の概要につきまして、「第 6 次太子町総合計画」の 5 つの基本政策に沿って申し述べます。

基本政策 1 いきいきと輝くまち

大施策 1 地域活動の推進について

社会課題の複雑化や住民ニーズの多様化に加え、人口減少が進む中、地域がもつ多様な資源を最大限に引き出し、持続可能なまちづくりを推進していくことが求められています。その実現のためには、最新の知見や技術を有する大学や企業などとの連携を強化し、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげていくことが重要となっています。

兵庫県立大学と包括連携協定を締結し、学生がもつ柔軟な視点や、大学が有する専門的かつ高度な知見を町行政に取り入れることにより、これまで以上に幅広い視野に基づいたまちづくりを進めていきます。

また、「太子町地域活動応援事業」により、子育て支援や健康増進、SDGsの推進などに取り組む町内の地域団体を継続して支援することで、各種団体の育成や自立を支援し、住民視点の事業創出や地域コミュニティの活性化に取り組みます。

さらに、地域住民の交流促進や災害時の避難所としての機能を有する自治会公会堂の維持管理については、「自治会公会堂修繕補助金」や「自治会備品等購入補助金」により、引き続き支援してまいります。

大施策 2 地域産業の活性化について

農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地や遊休農地が増加している中、認定農業者等の担い手が効率的で持続可能な農業経営ができるよう、集約・集積化による農地の基盤整備が必要となっています。

石海中部地区ほ場整備事業については、区域内権利者の合意形成を継続しながら、県営事業採択に向けた調査設計を実施し、用排水路や農道等の整備方針を確定します。

また、西脇・広坂ほ場整備事業については、新たに整備された農地の換地処分に向けて、姫路市と協議を進めるとともに、「担い手育成土地利用調整事業補助金」により、事業推進に係る経費を支援してまいります。

さらに、国や県の補助事業を活用し、次代を担う若手農業者や認定新規就農者への経営支援に引き続き取り組んでまいります。

大施策 3 地域資源の活用について

播磨地域の企業と参加者との出会いを通じて、ものづくりの魅力、技術・伝統の発信を目的とした「はりまオープンファクトリー市播」については、参加企業を増やしていきながら、継続して実施できるよう支援していきます。そして、企業の成長、地域ブランディング

の向上だけでなく、雇用の確保や産業ツーリズムの促進につなげてまいります。

また、「太子町新商品開発事業」により、特産品等を活用した新商品を開発する町内企業を支援するとともに、開発された商品が継続的に販売できるよう、商工会・観光協会等と協力しながらPR活動を展開していきます。

さらに、「販路拡大展示会等出展支援事業補助金」を創設し、中小企業・小規模事業者が販路開拓を目的とした展示会や見本市などへの出展に必要な費用を支援し、持続的な経営と太子町のブランド力向上につながる取組を後押しします。

基本政策 2 学び成長するまち

大施策 1 子育て支援の充実について

少子化の進行、子育て世帯の孤立、貧困や児童虐待など、子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境は深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、国が掲げる「こども大綱」に基づき、アンケート調査で把握した支援ニーズを反映した「太子町こども計画」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

町内社会福祉法人が運営する認定こども園 2 箇所については、老朽化した園舎を建て替えるための施設整備費を補助し、安全で快適な保育環境を整え、子どもの成長を支援します。

令和 8 年 4 月より、生後 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、月 10 時間を上限に、時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を斑鳩保育所で実施します。集団生活の機会を通じて子どもの成長を支援するとともに、保護者への相談支援により子育ての孤立や負担の軽減を図ります。

公立学童保育園については、民間事業者に運営業務を委託し、専門的な知識や技能を活かすことで、事業の効率化と運営の安定化を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めていきます。

さらに、高校生世代の医療費については、入院費に加えて通院費も、所得に関係なく完全無償化します。これにより、太子町在住の0歳から高校生世代にわたる医療費の完全無償化が実現することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの更なる健全な育成を支援してまいります。

大施策2 学校教育の充実について

全国的に児童数が減少している状況は、本町においても同様であり、特に小規模である龍田小学校では、校区のほとんどが市街化調整区域に位置することから、児童数の増加が見込みにくく、今後、複式学級の導入が避けられない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、令和8年度より、町内の他校区からの児童を受け入れ、小規模校の強みを活かした「特色ある学校づくり」を展開します。そして、令和9年度から龍田小学校を小規模特認校として位置づけ、学校を核とした地域の活性化をめざしていきます。

小・中学校の体育館については、近年の猛暑による熱中症対策が喫緊の課題となっています。体育館は子どもたちの学習の場であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を担うことから、設計・施行一括方式でスピード感をもって空調設備の全校配備

を進めてまいります。

また、少子化により中学校の部活動を維持していくことが難しく、生徒が希望する競技等を選べない状況が生じていることから、認定制度による地域クラブの充実を図り、部活動の地域展開を推進します。

さらに、増加傾向にある不登校児童生徒を支援するため、教育支援センター機能を充実するとともに、小・中学校すべてに支援員を配置し、子どもたちの生活自立及び社会的自立を支援します。

加えて、令和6年度に小学校に整備した大型提示装置を、令和8年度に中学校においても整備することで、視覚支援による学習意欲の向上とミラーリングを活用した協働的な学びの実現を図ります。

学校給食については、引き続き地産地消の取組を推進し、生産者への感謝の心を育むとともに、ふるさと意識の醸成に努めます。また、国の動向も踏まえ、公立小・中学校の学校給食費を完全無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの健やかな成長を支援します。

大施策3 社会教育の充実について

太子町総合公園陸上競技場公認改修工事のクラウドファンディングにおいては、多くの皆様から多額のご

支援をいただき、本当にありがとうございました。

リニューアルに際しては、見学や試走に加え、オープニングイベントとしてランニング教室を計画しています。

また、町と連携協定を締結しているヴィクトリーナ姫路やヴィッセル神戸との連携を充実させるとともに、スポーツを通じて子どもたちの夢を応援するスポーツ教室を引き続いて開催し、技術の向上や子どもたちが夢に向かって挑戦する機会を提供します。

定期スポーツ教室では、未経験者や初心者が気軽に参加できる運動機会を提供するとともに、子どもから大人まで幅広いニーズに対応できるよう、内容を見直しながら開催します。

丸尾建築あすかホールや創継町民体育館などの公共施設に導入したクレジット決済対応の「公共施設予約管理システム」については、オンライン申請の利便性を周知することで、更なる利用者の増加に努めます。

また、丸尾建築あすかホールの管理運営については、利用者サービスの質と満足度の向上、芸術・文化の活性化を図るため、指定管理者制度の導入を進めてまいります。

図書館については、読書講演会やおはなしの時間、移動図書館などにより、来館促進と読書意欲の向上を

図ります。また、絵本の時間や工作教室、読み聞かせなどを通じて、子どもたちが本に親しむ機会を充実させます。

一方、石海中部地区のほ場整備事業や沖代・米田地区の土地利活用事業に伴い、現在の土地の状況が大きく変化することから、土地利用形態や水利慣行などを記録する「石海地区荘園調査事業」を継続して実施します。また、調査成果を情報発信することで、長く受け継がれてきた歴史や文化を後世へ確実に継承するとともに、歴史豊かなまちとしての魅力向上を図っていきます。

基本政策 3 未来を守るまち

大施策 1 防災力の強化について

近年、全国的に豪雨や地震などの激甚災害が増加しています。また、今年に入って、全国各地で震度 3 から 5 程度の地震が発生し、南海トラフ大地震や山崎断層帯地震が、いつ発生してもおかしくない状況であります。こうした状況を踏まえ、いつ災害が発生してもおかしくないことを改めて認識し、一人ひとりが危機意識をもち、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう備えることが重要です。

令和元年度に整備した防災行政無線については、機器更新を機に利便性の向上と伝達体制の強化を図るため、LINE 連携機能を拡充し、多重的な情報発信によって確実な情報伝達をめざします。

また、令和 2 年に作成した「防災ハザードマップ」については、防災気象情報や土砂災害情報、避難所情報を更新し、全戸配布します。住民一人ひとりが浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所を把握し、平時から指定避難所への避難経路や避難行動を確認することで、防災意識の高揚に努めます。

さらに、兵庫県内市町の共同調達により「被災者生活再建支援システム」を導入し、有事における県内市町間での情報連携体制を構築し、円滑な被災者支援を

めざします。

災害への備えとして、「丹生山急傾斜地崩壊対策事業」や「栗岡池耐震化整備事業」を、引き続き兵庫県と連携して取り組みます。また、堤体の浸食が進む福井大池については、改修工事を行うとともに、老朽化が著しい田中地区の新池については、廃止に向けた調査設計を行い、地域防災力の向上に努めます。

大施策 2 防犯・交通安全対策の充実について

近年、特殊詐欺被害は深刻化しており、認知件数や被害額は過去最悪の水準に達しています。また、SNS型詐欺の認知件数も増加しており、若年層を含む幅広い世代に被害が拡大しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者や一般の方を対象に、出前講座や町内イベントを通じた特殊詐欺・ネットトラブル防止の啓発を継続していくとともに、若い世代に対しては専門講師による講演会や啓発物品の配布など、年齢に応じた継続的な啓発を行います。

さらに、本年 9 月開始予定の消費生活相談のデジタル化により、相談体制の強化を図りつつ、町内全体の消費者トラブルの未然防止に取り組んでまいります。

また、たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携し、防犯パトロール、交

通安全教室、消費者相談などの取組を通じて、防犯意識、交通安全意識、消費者意識の向上に努めてまいります。

加えて、地域犯罪の抑止と安全な生活環境の維持を図るため、自治会等の地域団体が設置する防犯カメラ及び防犯灯について、引き続き助成事業を実施します。

大施策 3 環境保全活動の推進について

地球温暖化の進行に伴い、自然災害の増加など、地域社会に深刻な影響が生じていることから、温暖化対策の重要性はこれまで以上に高まっています。

令和7年9月、「太子町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定し、町域における2050年までのカーボンニュートラルを目標としました。目標達成に向け、「自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業」に加え、県事業である「事業者用太陽光発電の共同調達支援事業」及び「住宅用太陽光発電設備等の共同購入事業」を共催し、脱炭素化の取組を推進してまいります。

また、公共施設の改修については、LED照明やソーラーパネルの導入により、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を推進し、低炭素型社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

さらに、食品ロス削減と地域の支え合いを促進するため、家庭で余っている食品を持ち寄り、必要とする団体へ提供する「フードドライブ事業」を継続し、持続可能なまちづくりにもつなげてまいります。

基本政策 4 元気で笑顔のまち

大施策 1 健康づくり・医療の充実について

妊婦が安心して妊娠期間を過ごし、母子ともに健康な出産を迎えられるよう、経済的・精神的負担を軽減するため、妊婦健康診査に係る助成上限額を増額します。

また、産後 2 週間や 1 か月など、出産直後の産婦に対する健康診査費用の助成を行い、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を強化します。

さらに、新生児・乳児の R S ウイルス感染症対策として、母体から胎児へ抗体を伝える「R S ウイルス母子免疫ワクチン」接種を実施し、出生後の感染予防と重症化防止を図ります。

これらの事業により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を一層拡充してまいります。

また、死亡原因の第 1 位はがんであり、太子町においても、令和 6 年度のがんによる死亡率は全体の 26.6% を占めています。がん対策には早期発見・早期治療が極めて重要であることから、子宮頸がん検診の無料クーポン配付対象の拡大など、がん検診の受診促進に向けた取組を強化していきます。

骨粗しょう症は骨折等の原因となり、高齢化の進行に伴い増加が予想されています。そのため、集団検診

に加えて、新たに医療機関における個別検診を実施することで、受診者数の増加及び骨量減少者の早期発見につなぎ、骨粗しょう症の未然防止を図ります。

大施策2 高齢者・障害福祉の充実について

健康を維持していくためには、日頃からの介護予防や認知症予防の取組が重要となります。健康寿命の延伸を図るため、出前講座や介護予防講座などを通じて認知症予防やフレイル予防の取組を継続し、高齢者が主体的に取り組む習慣づくりを支援します。

また、住民主体の通いの場での介護予防の取組として「いきいき百歳体操」に自主的に取り組むグループには、引き続きリハビリ専門職による支援を行い、身体機能の維持・向上を図ってまいります。

さらに、フレイル対策や認知症への備えなどの普及啓発を目的に、高齢者を対象とした介護予防講座を実施します。また、ゲームを通して楽しみながら交流できる取組を新たに取り入れるとともに、運動が苦手な人などの新たな層の参加を促すことにより、より広い世代への普及啓発を進めてまいります。

高齢者施策及び介護保険事業の根幹となる「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」については、制度改正の内容やアンケート結果を踏まえ、今後の高齢者施策

及び介護保険事業の方向性を示す次期計画を策定します。

また、障害のある人の親亡き後を見据えるとともに、近年課題となっている重症心身障害者や医療的ケア児など、特に配慮が必要な方への支援など、より実効性のある計画とするため、「太子町障害福祉計画」及び「太子町障害児福祉計画」の中間見直しを行います。

一方、手話の習得や使用環境の整備などの施策を推進するため、「手話奉仕員養成研修事業」の入門課程に続き、令和 8 年度には基礎課程を開催します。あわせて、遠隔手話通訳サービスや手話奉仕員のけいわん検診による処遇改善などに取り組み、聴覚障害のある人へのサービス向上を図ることにより、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

大施策 3 地域福祉の充実について

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者を限定しない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を全庁的に実施する「重層的支援体制整備事業」を、令和 8 年度から本格的に開始します。

具体的な取組として、孤独・孤立予防を目的とした居場所「つながり B A S E」の創設に向けて、自治会な

どの地域団体へ活動費や環境整備費を助成します。また、地域事業所等による高齢者等見守りネットワーク事業の対象を全住民へ拡大し、支援が必要な人とのつながりや情報共有をより促進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざす「見守りつながるネットたいし」を実施します。

個々の特性や年齢だけでなく、従来の分野別対応に加えて横断的な支援を強化しつつ、関係機関との連携強化や伴走支援から社会参加への支援を進めることで、地域全体で支え合う体制を構築します。

また、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない子どもに、安全・安心な居場所を提供するとともに、子どもやその家庭が抱える多様な課題に対し、個々に応じた包括的支援を行う「児童育成支援拠点事業」を実施します。子どもの生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事の提供、保護者への相談支援などを行い、要保護児童対策地域協議会や学校などの関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止をはじめ子どもの健全育成を図ってまいります。

一方、社会情勢の変化により多様な人権課題が顕在化する中、民主化推進協議会を中心に、学校・家庭・地域が連携し、一人ひとりの人権を大切にする明るいまちづくりを進めます。住民学習会や啓発活動を通して

人権意識の高揚と豊かな人権感覚を醸成し、住民同士が互いを尊重し合い、誰もが心豊かに暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進します。

基本政策 5 快適で持続するまち

大施策 1 都市機能の整備促進について

将来を見据えた持続的なまちづくりを進めるうえで、地域特性を踏まえた土地利用の最適化や生活利便性の向上が重要となっており、幹線道路の整備効果を活かした周辺地域の活性化が求められています。

県が整備する都市計画道路揖保線が横断する沖代・米田地区においては、道路と一体的な面整備による土地利用を促進し、産業拠点や商業施設の立地を通じて、地域の利便性向上を図ってまいります。

令和 8 年度については、実現性が高い事業手法の選択や地区計画の整備方針の検討を進めるとともに、地権者組織と開発事業者との協議を支援し、事業の具体化を進めてまいります。

また、下出地区においては、特別指定区域制度を活用した規制緩和により、空き家の利活用を促進し、地域活力を維持・向上させる住民主体のまちづくり活動を支援してまいります。

さらに、太子苑地区の地図混乱地域の解消については、法務局が実施する地図作成事業に引き続き協力してまいります。

橋梁については、「太子町橋梁・横断歩道橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁点検を実施すると

ともに、中道跨線橋の修繕工事を実施します。老朽化が著しい長金陸橋については、橋梁撤去に向けた周辺整備として、迂回通学路となる町道網干電車基地側道線の整備工事を行います。

大型車両の通行が増加し、経年劣化が進行している幹線道路については、計画的に舗装の修繕工事を実施します。

さらに、持続可能な給水体制の確立のため、川島水管橋の撤去に向けた配水停止実証及び管洗浄事業を実施します。

また、雨水対策事業として着手した雨水 1.4 号幹線整備事業については、水道管などの仮移設を行った地下埋設物や舗装等の復旧工事を行います。

大施策 2 行政基盤の確立について

町税収は回復傾向にあるものの、公共施設の改修・更新時期が一斉に到来しており、厳しい財政運営を余儀なくされています。こうした状況に対応するため、公共施設等の今後のあり方や施設配置を検討し、住民に必要なサービスを持続的に提供できるよう、公共施設等の最適化を進める必要があります。

公共施設等の長期的な運営ビジョンを示し、更新・統廃合・長寿命化などの総合的な方針を定めた「太子

町公共施設等総合管理計画」については、第 2 期計画として内容の見直しを行い、公共施設等マネジメントを円滑に推進していきます。また、遊休用地の活用促進や施設等の維持管理費用の削減を図るため、旧斑鳩保育所跡地の売却に加え、町民体育館南側事務所の解体工事を実施します。

一方、安定的な歳入確保を図るため、課税の公平性を踏まえた滞納者への初動催告を強化し、徴収率の向上を図るとともに、安全性を最優先としつつ、公金の効果的な運用に努めてまいります。

今後の高度情報化の方向性を示す「太子町高度情報化計画」の次期計画の策定にあたっては、太子町を取り巻く最新の環境に加え、情報セキュリティポリシーや近年求められるデジタル人材育成の視点を踏まえた改訂を行い、マイナンバーカードの活用を始めとした窓口改革、働き方改革など、自治体DXのさらなる推進を図っていきます。

以上が、令和 8 年度のまちづくりに取り組む、私の所信と施策の概要となります。

今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なるご審議の上、適切にご議決をしていただきますようお願い申し上げます。